

■熊本県産あさりを守り育てる条例 ～概要～

●背景

- ★熊本県産と偽装されたあさがりで全国で大量に流通
- ★「熊本ブランド」全体への信頼を揺るがす危機

の産地偽装根絶の取組み

3原則

- ①産地偽装あさりの一掃
- ②徹底的な調査・取締まり
- ③純粋な県産あさりの流通戦略

★2月1日に県産あさりの緊急出荷停止宣言 ⇒ ★2月中旬の調査では熊本県産と表示されたあさりの販売の確認なし

産地偽装の根絶に向けた施策の構成

条例のポイント

ポイントⅠ (原則③)

漁場の保全・改善 + 県産あさりの育成

『あさり資源特別回復区域』を指定(13条)
[蓄養が行われている漁場]

■漁場環境保全策及び資源回復・育成策への支援(11条,12条)

『あさり資源育成促進区域』を指定(14条)
[県産あさり資源に注力する漁場]

- ・稚貝保護のため被覆網等のソフト事業
- ・覆砂実施等の公共事業
- ・県水産研究センター、広域本部水産課からの技術指導等(15条)

ポイントⅡ (原則③)

適正な流通・販売

『熊本県産あさり販売協力店』の認証(16条)

○9月条例上の位置付け

- ・4月熊本モデル第1ステージで出荷再開
- ・6月熊本モデル第2ステージで本格出荷

○生産情報の発信(17条)

ポイントⅢ (原則①,②,③)

書面の備付け等

『入出荷記録等の備付けと保存』(18条,19条)

○保存期間は3年間

- ・入荷及び出荷伝票等
- ・養殖記録等

○勧告⇒公表、通報(20条,22条)

熊本県産及び有明海産等と表示したあさがり対象

関係法令等を最大限適用

(原則①,②,③)

- 食の安全安心の確保、環境保全等の施策
 - 産地偽装110番
 - 立入検査、制度啓発

- 漁業法、水協法等による管理・監督
 - 養殖実績の報告徴収
 - 養殖現場の確認
 - 漁場の有効活用指導
 - 適正な漁協運営の指導

国へ要望 (原則①,②)

- 農林水産省及び消費者庁
 - ・全国調査で判明した疑義案件の徹底的な調査・取締り
 - ・書類の保存義務化等

※消費者の信頼回復に向けて、県、漁業者等関係主体の責務・役割を明確化(4条,5条,6条,7条,8条,9条)し、的確に実践

※「熊本県産あさり」等の定義(2条)、県・国・市町村・漁業団体等の連携・協働(3条、10条)、環境保全と食の安全安心施策との連携(21条)

産地偽装の根絶の実現

目的
(1条)

純粋な県産あさりを守り育て、適正に流通・販売

本県水産業の振興

海域の環境保全と漁場の有効活用

安全安心な県産あさりの消費者への提供の実現

■熊本県産あさりを守り育てる条例 ～概要～

目的 (1条)

純粋な県産あさりを守り育て、適正に流通・販売

※消費者の信頼回復に向けて、県、漁業者等関係主体の責務・役割を明確化(4条,5条,6条,7条,8条,9条)し、的確に実践
※「熊本県産あさり」等の定義(2条)、県・国・市町村・漁業団体等の連携・協働(3条,10条)、環境保全と食の安全安心施策との連携 (21条)

条例のポイントⅠ

漁場の保全・改善 + 県産あさりの育成

『あさり資源特別回復区域』を指定(13条)
[蓄養が行われている漁場]

『あさり資源育成促進区域』を指定(14条)
[県産あさり資源に注力する漁場]

■漁場環境保全策及び資源回復・育成策への支援 (11条,12条)

- ・稚貝保護のため被覆網等のソフト事業
- ・覆砂実施等の公共事業
- ・県水産研究センター、広域本部水産課からの技術指導等 (15条)

条例のポイントⅡ

適正な流通・販売

『熊本県産あさり販売協力店』の認証 (16条)

- 9月条例上の位置付け
- 生産情報の発信 (17条)

- ・4月熊本モデル第1ステージで出荷再開
- ・6月熊本モデル第2ステージで本格出荷

条例のポイントⅢ

書面の備付け等

『入出荷記録等の備付けと保存』 (18条,19条)

- 保存期間は3年間
 - ・入荷及び出荷伝票等
 - ・養殖記録等
- 勧告⇒公表、通報 (20条,22条)

熊本県産及び有明海産等と表示したあさがりが対象

■熊本県産あさりを守り育てる条例施行規則 ～概要～

I 資源特別回復区域・資源育成促進区域の指定

『あさり資源特別回復区域』

- ・あさり資源特別回復区域への申請 (5条)
- ・協議を行う関係市町及び関係漁協 (6条)
- ・区域の指定及び公示 (7条)
- ・区域の指定の期間 (8条)
- ・区域の指定の変更及び解除 (9,10条)

『あさり資源育成促進区域』

- ・あさり資源育成促進区域の指定 (11条)
- ・意見聴取を行う関係市町及び関係漁協 (12条)
- ・区域の指定の公示 (13条)
- ・区域の指定の変更 (14条)

II 熊本県産あさり販売協力店の認証等

- ・熊本県産あさり販売協力店の認証の対象、申請、基準 (15,16,17条)
- ・認証書の交付 (18条)
- ・認証の期間 (19条)
- ・熊本県産あさり販売協力店の公表 (20条)
- ・取扱量等の報告 (21条)
- ・認証の取消し (22条)

III 熊本県産あさり・熊本県産等表示あさりの販売に係る書面の備付け等の義務化、勧告・公表

- ・熊本県産あさりの販売に係る書面の備付け等 (24条)
- ・熊本県産等表示あさりの販売等に係る書面の備付け等 (25条)
- ・公表の内容等 (26条)
- ・意見陳述の機会の付与手続 (27条)

施行日

- ・令和4年7月1日：総則の部分 (1条～4条)、原産地の表示等に係る部分 (24条～27条)
- ・令和4年9月1日：その他の規定

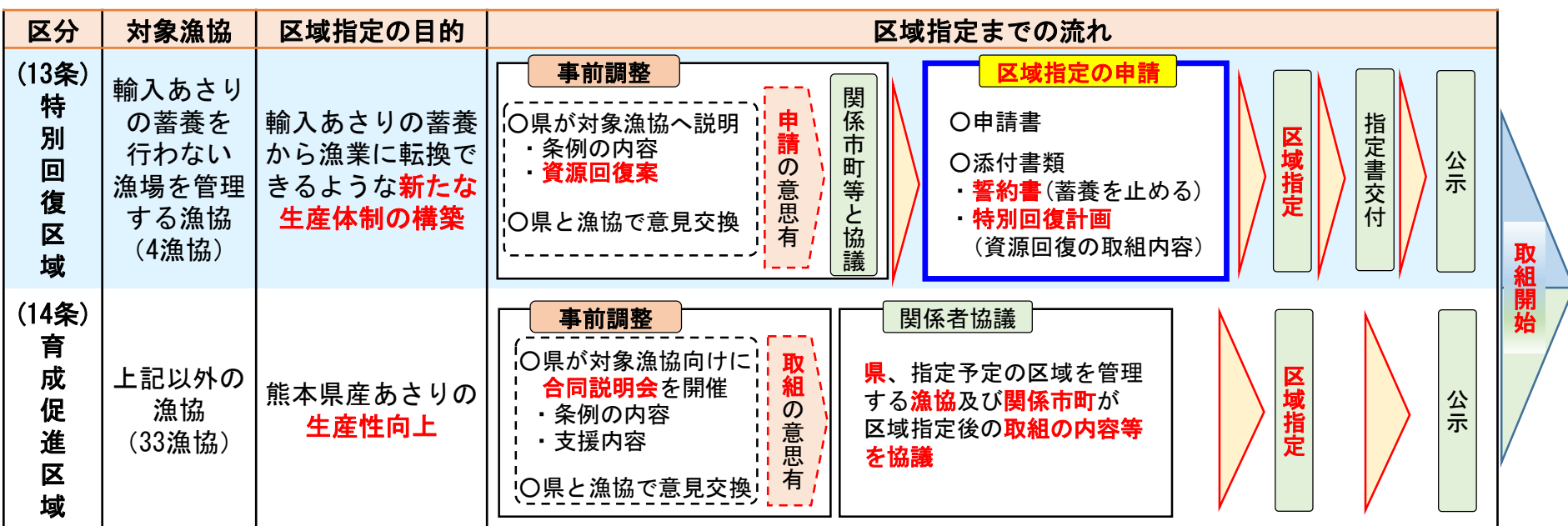
※熊本県産あさりの保全等に必要の稚貝 (3条)、適正な流通又は販売 (4条)、用語の定義 (2条)

<第13条 資源特別回復区域の指定>

・知事は、**輸入あさりの蓄養を行わず、熊本県産あさりの資源の保全及び回復に向けた集中的な取組を進める共同漁業権の漁場**を漁協からの申請に基づき、指定することができる。

<第14条 資源育成促進区域の指定>

・知事は、**熊本県産あさりを着実に出荷するため、熊本県産あさりの資源の保全及び育成を図ることが必要な漁場**を指定することができる。



【参考】あさり資源特別回復区域 (13条) の支援内容

【輸入あさりの蓄養から漁業への転換】

県が積極的に関与し、関係機関と連携して漁場環境の改善やあさり増殖など集中的な取組を支援し、漁業者が確実に収入を得られるような生産体制の構築を目指す。

- ・覆砂や有害生物の駆除など、生息環境の改善
- ・漁場特性に応じた稚貝の採苗段階から漁獲までの一連のあさり増殖技術の開発試験

【参考】あさり資源育成促進区域 (14条) の支援内容

【漁業者の取組を後押し】

これまでに一定の成果が見られた取組を各漁場の特性に応じて、選択し推進することで、熊本県産あさりの生産性の向上を図る。

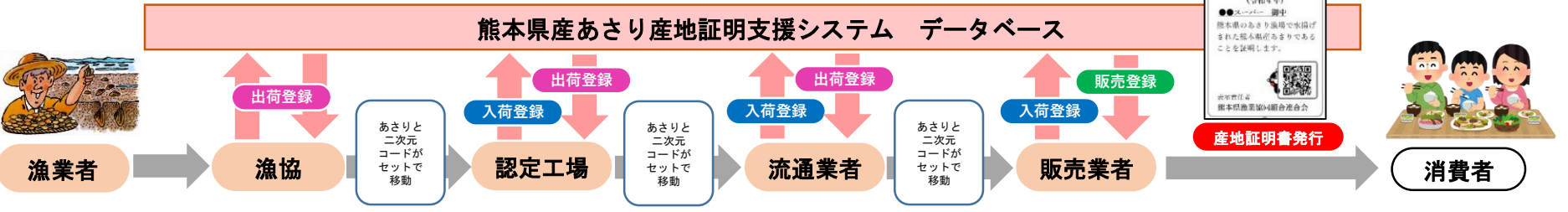
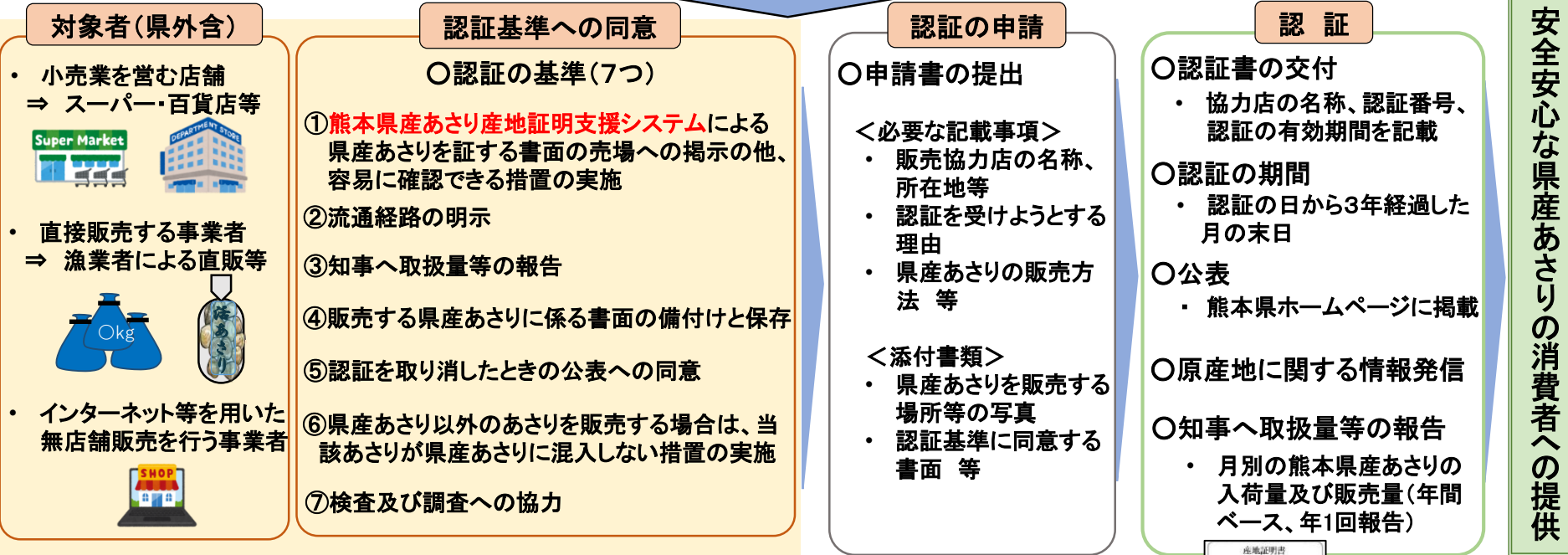
- ・覆砂、作れい及び有害生物駆除など、生息環境の改善
- ・被覆網、網袋など、あさりの稚貝の確保・育成や増殖に係る取組

<第16条 熊本県産あさり販売協力店の認証>

- ・ 知事は、原産地を証明された県産あさりを消費者に販売する事業者又はその店舗を「熊本県産あさり販売協力店」と認証できる（1項）
- ・ 知事は、**認証を行ったときは、その旨を公表する**（2項）
- ・ 認証を受けた者又は店舗を設置する者（以下「協力店」という。）は、**県産あさりの取扱量等を報告する**（3項）

<第17条 情報発信>

- ・ 協力店は、消費者に対し、県産あさりの原産地に関する情報を積極的に提供する（2項）



* 「熊本県産あさり産地証明支援システム」は、県産あさがり消費者に届くまでの流通経路において、送り状、納品書等に付されたQRコード(二次元コード)を伝達する(読み取る)ことにより、熊本県産あさりであることを証明する。また、産地証明書により消費者に情報提供する。

Ⅲ 熊本県産あさり・熊本県産等表示あさりの販売に係る書面の備付け等の義務化、勧告・公表

『入荷・出荷』の保存 18, 19条(1項)

勧告・公表 20条

【対象者】 県産あさり又は熊本県産等表示あさりとして流通に関する事業又は販売の事業を行う者

【備付け・保存が必要な書面】

■ 入荷(採捕)・出荷の年月日、原産地、品名、数量
入出荷の相手方の氏名(名称)が確認できる書面

※一つ又は複数の書面で確認できれば可。
※取引の当事者間で合意しているもの。
※電磁的な記録媒体で記録されたものも可。

【保存場所】 県から提出を求められた際に速やかに提出できる状況であれば場所は問わない。

【保存期間】 販売した日の翌日から起算して3年間。
(条例第18条第2項、第19条第3項)

【書面の提出】 県からの提出の求めに対し、電子取引等による場合は、電磁的記録での提出も可。

『養殖記録』の保存 19条(2項)

【対象者】 県産等表示あさりの区画漁業権に基づいた養殖をする事業者

【備付け・保存が必要な書面】

■ 養殖するあさりの原産地(国)、採捕・輸入等、国内養殖に係るあさり導入及びあさり収穫のそれぞれの年月日、漁場の利用状況等に関する書面

※複数書面での確認、電磁的記録の保存も可。

<入荷・出荷に係る書面>

漁業者

- 漁協・漁連の共同販売に参加：
 - ・ 採捕年月日、採捕海域、採捕数量が確認できる書面
 - ・ 出荷したことを証する書面(商品受取票等)
- 魚市場へ出荷や魚屋へ販売：
 - ・ 採捕年月日、採捕海域、採捕数量が確認できる書面
 - ・ 出荷したことを証する書面(入荷仕切や商品受取等の伝票)
- 消費者へ販売：
 - ・ 採捕年月日、採捕海域、採捕数量が確認できる書面

漁協卸売仲卸

- 所有権が移転する販売：
 - ・ 入荷(購入)・出荷(販売)年月日、原産地、品名、数量、入出荷(取引)の相手方の氏名(名称)が確認できる書面(入・出荷伝票、納品書等)

小売店(直売を含む)

- 消費者へ販売：
 - ・ 入荷年月日、原産地、品名、数量、入荷の相手方の氏名(名称)が確認できる書面(入荷伝票、納品書等)

養殖業者

<入荷・出荷及び養殖記録に係る書面>

- 卸売・仲卸等へ販売：
 - ・ 出荷(取引)年月日、原産地、品名、数量、出荷(取引)の相手方の氏名(名称)が確認できる書面
 - ・ 養殖したあさりの原産地(国)、採捕・輸入年月日等が確認できる書面
 - ・ 国内における養殖に係るあさりの導入及び収穫年月日、漁場の利用状況が確認できる書面

<対象者>
18条及び19条に規定する
・書面の保存に違反している者
・書面の提出を拒む者

<勧告・公表の流れ>

疑義情報を入手

- 対象者への口頭聞き取り
- 18条、19条に規定する書面の提出を求める
- 流通過程の確認

違反行為を確認

是正勧告

勧告に従わない

違反者による意見陳述
(意見陳述の機会を付与手続を規則に規定)

公表

- ・ 勧告の内容
- ・ 勧告を受けた者の氏名(名称)及び住所



関係法令も最大限に活用
(食品表示法、漁業法等)